

連合教職実践研究科の教育課程

履修基準及び履修方法

本研究科において修得しなければならない最低の単位数は、次のとおりです。

なお、下表は平成26年度以降入学生に適用するものであり、**平成25年度以前入学生は、各自の入学年度の学生便覧の記載内容に従ってください。**

(平成26年度以降入学生適用)

コース名	最低修得単位数			
授業力高度化 生徒指導力高度化 学校経営力高度化	20単位 本研究科の「共通必修科目」20単位を修得すること。	12単位 所属するコースの「コース必修科目」12単位を修得すること。	4単位 「選択科目」から4単位を修得すること。	10単位(※) 「教職専門実習」10単位を修得すること。
合計	46単位			

※教職専門実習の履修については、教職経験を有する者の申請に基づき、その教職経験によって得られた教育実践上の課題についてレポートを提出し、審査を受けた上で、経験年数に応じて3単位、6単位又は10単位を履修したものとみなす場合がある。教職専門実習の履修科目は次のとおりとする。

教職経験年数	教職経験により履修したとみなすことのできる単位数	履修する教職専門実習
3年未満	0単位	教職専門実習Ⅰ(3単位) 教職専門実習Ⅱ(7単位) ----- 教職専門実習A(3単位) 教職専門実習B(3単位) 教職専門実習C(4単位)
3年以上 6年未満	3単位	教職専門実習Ⅲ(3単位) 教職専門実習Ⅳ(4単位) ----- 教職専門実習B(3単位) 教職専門実習C(4単位)
6年以上 10年未満	6単位	教職専門実習Ⅳ(4単位) ----- 教職専門実習C(4単位)
10年以上	10単位	なし

※「教職専門実習Ⅰ～Ⅳ」は授業力高度化・生徒指導力高度化コース、「教職専門実習A～C」は学校経営力高度化コースの授業科目である。